

新潟県特別豪雪地帯市町村協議会規約

(名称及び事務所)

第1条 この会は、新潟県特別豪雪地帯市町村協議会と称し、事務所を新潟県自治会館におく。

(目的)

第2条 この会は、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき、特別豪雪地帯の指定をうけた市町村（以下「特別豪雪市町村」という。）が緊密に連けいし、雪によって生ずる諸問題解決のため、これが対策の推進を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 この会は、特別豪雪地帯指定市町村をもって組織する。但し、特別豪雪地帯指定市町村以外の市町村でこの協議会の趣旨に賛同し、特に加盟を希望する市町村は会員となることができる。

(事業)

第4条 この会は、第2条の目的達成のため次の事業を行う。

- 1 雪害対策をはじめ、雪によって生ずる諸問題解決に必要な対策の推進。
- 2 関係市町村の相互連絡及び提けい。
- 3 その他第1項の目的達成のため必要と認められる事業。

(役員)

第5条 この会に、次の役員を置く。

会	長	1	名	
副	会	長	2	名
理	事	若干	名	
監	事	2	名	

- 2 会長、副会長、理事及び監事は総会において、これを選任する。
- 3 会長は、この会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 5 理事は、この会の事務を掌理する。
- 6 監事は、会計を監査する。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は2年とし、再任をさまたげない。

2 補欠によって就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後であっても、後任者が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(会 議)

第7条 この会の会議は、総会及び理事会とする。

総会は事業計画、予算及び決算の承認、規約の改正、役員の選任又はこの会の運動方針等を審議する。

2 理事会は、会長、副会長、理事をもって構成し、総会に付議する事項及びこの会の運営上の重要事項を審議する。

(会議の招集等)

第8条 会議は、会長がこれを招集する。

2 会議の議長は、会長がこれにあたる。

3 会議の議決は、すべて出席者の過半数による。

(顧問及び参与)

第9条 この会に顧問及び参与をおくことができる。

2 顧問及び参与は、会長が総会の承認を得て委嘱する。

3 顧問及び参与は、この会の会議に出席して意見を述べることができる。

(事務局)

第10条 この会に事務局をおく。

2 事務局長及び職員は会長が委嘱する。

(財務)

第11条 この会の事業を行うため必要な経費は、会費その他の収入をもって充てる。

2 会費は、毎年度予算で定める。

(会計年度)

第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第13条 この規約の施行に関し必要な事項は、理事会の承認を経て会長がこれを定める。

附 則

この規約は、昭和47年12月25日から施行する。